

## 声明 県立公園「群馬の森」（高崎市）の朝鮮人労働者追悼碑撤去に抗議する

群馬県は、県立公園「群馬の森」にある朝鮮人労働者追悼碑を、追悼集会で「強制連行」という言葉が使用され、日本政府を批判する内容が話されたことを、「政治的利用をした」として10年毎に行われる設置許可の更新を認めませんでした。管理する団体「『記憶 反省 そして友好』の追悼碑を守る会」（以下同会）は県の措置を違法として提訴し、一審前橋地裁は同会の主張を認めましたが、二審東京高裁は「追悼式で『強制連行』という文言を含む政治的発言があり、碑は中立的な性格を失った」として同会の請求を棄却しました。2022年6月、最高裁でも同会の上告が棄却され、県勝訴の判決が確定しました。碑は1月29日から2月2日にかけて県の行政代執行で撤去・破壊されました。

同会は、1月23日に知事あてに声明文を提出し、「県内にとどまらず、日本全体に関わる重要な問題。歴史修正主義を助長し、ヘイトスピーチを助長する行為となる」などと主張しました。記者会見で会員は「歴史を学び受け継いでいく姿勢について、群馬県民の良識が問われる問題だと思う」と語りました。碑は、戦時中に県内の工場などに徴用され、事故や病気で死亡した朝鮮人労働者を悼むため、「追悼碑を守る会」の前身団体が2004年に建てました。

判決は「『強制連行』という文言を含む政治的発言」を指摘しました。これは、2021年日本維新の会の質問趣意書に対し、「強制連行」「強制労働」「従軍慰安婦」の歴史用語を使うことを認めない閣議決定を根拠としています。「強制連行」については「法令による徴用は先の大戦時に多くの国で行われ、不当な強制労働ではない。内地の国民も徴用されているので『強制連行』の表現は適切ではない」との立場です。歴史教育者協議会は、教育の自由は学問・研究の自由と不可分の関係にあるとし、2021年7月に「『従軍慰安婦』問題等で歴史事実を否定する動きと教科書への政治介入に抗議する声明」を出しました。

「強制連行」「強制労働」などの歴史用語は、調査・研究によって明らかにされ使用されるようになったものであり、政府見解で決めるものではありません。国連は2001年、植民地支配と奴隷制度は過去にさかのぼって裁かれねばならないとする「ダーバン宣言」を採択しました。国際的には、過去の奴隷制度・植民地主義への謝罪や、略奪した文化財を返還するなど、負の歴史に向き合う動きが進んでいます。日本はこの流れに逆行し、「反日的だ」「でたらめだ」とする歴史修正主義勢力の声に押されて、負の歴史を否定する動きが強まっています。こうした中、追悼碑の撤去のようなことが群馬県だけでなく奈良県天理市をはじめ、複数の自治体で起きています。

歴史教育者協議会は、事実に基づく歴史教育・社会科教育を研究・実践してきました。歴史的事実を否定する群馬県の朝鮮人労働者追悼碑撤去に強く抗議します。

2024年3月31日

一般社団法人 歴史教育者協議会社員総会